

ID: 132

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 青少年課

処分の概要	育成料等の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市立学童保育所条例 第7条		
例規番号	平成10年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(育成料等)</p> <p>第7条 入所児童の保護者は、学童保育に要する費用(以下「育成料」という。)として、児童1人当たり月額4,500円(同一世帯で2人以上の児童が学童保育所に入所している場合は、2人目以降は、児童1人当たり月額2,000円)を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における育成料は、無料とする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる保護を受けている場合</p> <p>(2) 入所児童の保護者及び当該入所児童と同一の世帯に属する者全員が、当該年度分(4月から8月までの月分の育成料については、前年度分とする。)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。)である場合(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 延長学童保育の利用の承認を受けた保護者は、育成料のほか、延長学童保育に要する費用(以下「延長育成料」という。)として、児童1人当たり月額2,500円(同一世帯で2人以上の児童が学童保育所に入所している場合は、2人目以降は、児童1人当たり月額1,500円)を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときの延長育成料は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 生活保護法第11条第1項各号に掲げる保護を受けている場合 無料</p> <p>(2) 入所児童の保護者及び当該入所児童と同一の世帯に属する者全員が、当該年度分(4月から8月までの月分の延長育成料については、前年度分とする。)の地方税法の規定による市町村民税が課されない者である場合(前号に掲げる場合を除く。) 無料</p> <p>(3) 1日を単位として延長学童保育の利用の承認を受けた場合(前2号に掲げる場合を除く。) 児童1人当たり日額500円</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日